

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	賠償受給による給付の制限及び返還命令	
根拠法令・条項	予防接種法第18条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 感染症対策課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>処分基準 定期または臨時の予防接種による健康被害に係る給付を受けるべき者が、同一の事由について損害賠償を受けたとき</p> <p>処分の対象 定期または臨時の予防接種による健康被害に係る給付を受けるべき者</p> <p>処分内容 ①給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことがある。 ②給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることがある。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・ 弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	